

茨木市組合等土地区画整理事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第1項の規定に基づき数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行うものに限る。）及び同条第2項に規定する土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上参加している準備組織を含む。）並びに農住組合法（昭和55年法律第86号）第3条第1項に規定する農住組合が行う土地区画整理事業に対し、その事業に要する経費の一部について市が補助金を交付することにより、市内の土地区画整理事業を促進し、もって良好な市街地の整備を図ることを目的とする。

(補助対象事業、補助対象経費、補助率等)

第2 補助の対象となる事業、補助対象経費（消費税等を除く。）、補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算書
- (2) 本工事費内訳表
- (3) 測量及び試験費内訳表
- (4) 用地費及び補償費内訳表
- (5) 換地諸費内訳表
- (6) 事務費内訳表
- (7) 工事設計図書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の届出)

第5 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第3に準じて補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第4に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第6 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 完了届
- (3) 補助金精算調書
- (4) 決算見込調書
- (5) 契約調書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第7 市長は、第6の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第8 第7の補助金確定通知書を受けたものは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後に概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、

当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
(補助の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

(廃止)

- 2 茨木市組合土地区画整理事業補助要綱（昭和58年12月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表

事業名	土地区画整理事業
施行者	<p>(1) 数人共同して施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行うものに限る。）</p> <p>(2) 土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上参加している準備組織を含む。）</p> <p>(3) 農住組合</p>
補助事業の範囲	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する土地区画整理事業のうち、市長が適当と認めたもの</p> <p>(1) 施行地区が都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域内又は市街化区域への編入が予定されている区域内であること。</p> <p>(2) 施行地区の面積が概ね0.5ヘクタール以上であること。</p> <p>(3) 施行後の公共用地率が概ね15パーセント以上（2ヘクタール以上の施行地区は18パーセント以上）であること。</p> <p>(4) 施行地区内の宅地並課税対象農地等の面積が概ね0.5ヘクタール以上で、かつ、生産緑地の面積の割合が概ね40パーセント以下であること。</p>
補助基本額	<p>(1) 直接国又は府の補助がある場合</p> <p>「総事業費－国費補助金－府費補助金－保留地処分金」以内で、茨木市細街路等整備事業実施要綱（平成19年4月1日実施）第4の規定により積算した額を限度額とし、市長が認めた額とする。</p> <p>(2) 市の間接補助又は国及び府の補助対象外事業の場合</p> <p>「総事業費－保留地処分金」以内で、茨木市細街路等整備事業実施要綱第4の規定により積算した額を限度額とし、市長が認めた額とする。</p>
補助率	補助基本額の1 / 1
補助対象経費	<p>(1) 調査設計費</p> <p>(2) 移転費、移設費及び損失補償費</p> <p>(3) 公共施設整備費</p> <p>(4) 宅地整備費</p> <p>(5) 下水道等整備費</p> <p>(6) 供給処理施設整備費</p> <p>(7) 事務費</p>

様式第1号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

茨木市組合等土地区画整理事業補助金交付申請書

茨木市組合等土地区画整理事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
 - (1)
 - (2)

様式第2号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名 様
代表者名

茨木市組合等土地区画整理事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市組合等土地区画整理事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第3号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

茨木市組合等土地区画整理事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市組合等土地
区画整理事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第4号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市組合等土地区画整理事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市組合等土地区画整理事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| | 変更増減額 | 円 |
| | 変更交付決定額 | 円 |

2

年 月 日

茨木市長



様式第5号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

茨木市組合等土地区画整理事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた
事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1)
 - (2)

様式第6号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市組合等土地区画整理事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市組合等土地区画整理事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第7号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

茨木市組合等土地区画整理事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業
補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額